

○富山市建築物における駐車施設の設置等に関する条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第208号

改正 平成28年3月31日富山市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市建築物における駐車施設の設置等に関する条例（平成17年富山市条例第226号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設の設置等の届出)

第2条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設設置（変更）届（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書及び添付書類の提出部数は、2通とする。

3 前2項の規定は、既に届け出た事項を変更しようとする場合について準用する。

(立入検査証)

第3条 条例第10条第2項の身分を示す証明書は、立入検査証（様式第2号）とする。

(措置命令書)

第4条 条例第11条の規定による措置の命令は、措置命令書（様式第3号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（昭和48年富山市規則第33号）の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則の相

当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 富山市規則第 30 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	書類	記載事項
駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び位置並びに建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の通路及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各階の用途

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

(宛先) 富山市長

駐車施設設置者
住 所
氏 名

印

駐車施設設置（変更）届

次のとおり駐車施設を設置(変更)したいので、富山市建築物における駐車施設の設置等に関する条例第7条の規定により届け出ます。

記

1 建 築 物	所在地					
	権利関係					
	使用承諾者 住所・氏名	印				
	設計者住所氏名					
	施工者住所氏名					
	敷地面積	商業地域内	m ²	商業地域外	m ²	
		特定用途部分	非特定用途部分	駐車施設(※)	合計	
	規 模 (※は、建築物内に附置する場合に記入)	m ²	m ²	m ²	m ²	
	設置(変更)の理由	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更()				
	主要用途		階 数			
	敷地面積	届出部分	届出外の部分	合計		
		m ²	m ²	m ²		
		建築面積	m ²	m ²	m ²	
延べ面積		m ²	m ²	m ²		
2 自 動 車 駐 車 施 設	設置場所					
	権利関係					
	使用承諾者 住所・氏名	印				
	収容能力及び規模	区 分	収容台数	駐車部分面積	駐車の用に供する部分 の面積	駐車施設面積
		建築物内	台	m ²	m ²	m ²
建築物外	台	m ²	m ²	m ²		
昇降方法	<input type="checkbox"/> 傾斜路方式 <input type="checkbox"/> 機械方式 <input type="checkbox"/> 併用方式					
3 そ の 他	確認申請受付	年 月 日 第 号		工事予定期間		
	附置義務必要台数	_____ 台		年 月 日から 年 月 日まで		
備考						

(注) 設置者が法人であるときは、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入して下さい。

様式第2号（第3条関係）

第 号

立 入 検 査 証

所属
職名
氏名

年 月 日生

上記の者は、富山市建築物における駐車施設の設置等に関する条例第10条に規定する職員であることを証明する。

年 月 日

富山市長

印

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

富山市長



措 置 命 令 書

- 1 建築物の所在地
- 2 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、富山市建築物における駐車施設の設置等に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第11条の規定により次のとおり命令する。

記

- 1 措 置
- 2 理 由

(注)この命令に従わなかった場合は、10万円以下の罰金に処せられることがあります。